

情報公開規程

第1章 目的

(目的)

第1条 本規程は公益社団法人名古屋青年会議所における公益社団法人としての情報の透明性及び説明責任の重要性に鑑み、情報を公開するに際して、その内容の取扱いに関する事項を規程する。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) ホームページとは公益社団法人名古屋青年会議所が定めるサーバー内にある公益社団法人名古屋青年会議所のホームページをいう。
- (2) 会員とは本会議所定款第67条に定める会員をいう。

第2章 情報公開の対象

(公開の対象)

第3条 情報の公開にあたり、本会議所の有する既往5年間の次に掲げる帳簿及び全ての公式文書をその対象とする。

- (1) 定款その他諸規程
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、認可等及び登記に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (9) 監査報告
- (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (11) 会議上程資料、議事録

(公開の原則)

第4条 個人情報原則として公開しない。ただし、情報公開責任者が必要と判断した場合においては本人の同意を前提として公開する。

第3章 情報の公開方法

(公開方法)

第5条 情報の公開は、原則として本会議所のホームページ上で行うものとする。

2. ホームページ上に公開している情報以外の情報に関して、本規程第11条に定める開示請求があった場合は印刷文書又は複写資料により情報を公開することができる。
3. 本条第1項の定めにかかわらず、本規程第7条に定める情報については、その他の

広報媒体を通じて公開することができる。

(著作権)

第6条 本会議所のホームページに掲載された情報の著作権は、すべて本会議所に属する。

第4章 責任者及び責任範囲

(責任者)

第7条 常務理事は本会議所の情報公開に際し、本会議所の定めるサーバー内にある本会議所ホームページに公開された全ての情報及び情報開示請求にもなって公開された全ての情報について責任を負う。

2. 常務理事はこの規程に定めるものの他、情報公開に関する定めを規程する必要が生じた場合、別途規程・細則・ガイドライン等を定めることができる。

(責任者の選任)

第8条 常務理事は、情報公開の適正運営を図るために、情報公開責任者を選任することができる。

(情報公開責任者)

第9条 情報公開責任者は会員の意見を採り入れながらホームページ上での情報公開の指揮を執るとともに、情報の開示請求があった場合、専務理事の承認の下、速やかに情報を開示しなければならない。

(情報の修正・削除)

第10条 ホームページ上に既に公開されている情報について、会員から修正・削除要求が出された場合、理事会の決議を行い、総議決件数の過半数の議決があった場合、情報公開責任者は要求の部分を修正・削除しなければならない。

第5章 情報開示請求

(情報公開請求)

第11条 情報公開責任者は国内外問わず、全ての人格からの情報開示請求に対し、速やかにその求めに応じなければならない。

(請求窓口)

第12条 情報開示請求の窓口は、原則として公益社団法人名古屋青年会議所事務局とする。

(情報の非開示)

第13条 情報公開責任者は、情報開示の請求があった場合、その情報が会員のプライバシーを侵害する恐れがある場合は、理由を明示してその情報の全部又は一部を非開示とすることができる。

(費用の請求)

第14条 情報公開責任者は、情報開示請求に関し、郵送料・複写料等の費用が生じた場合、情報開示請求者に対しその費用を請求することができる。

第6章 雑則

(改廃)

第15条 本規程の改廃については理事会の決議による。

附則

本規程は平成22年1月1日より施行する。